

【2027年度】専修・各種学校進学予定者用



あしなが専修・各種学校奨学金

(無利子貸与)

専修・各種学校奨学生予約募集のしおり

申込みできる方

2027年4月に専修学校や各種学校へ進学を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※専修・各種学校奨学生予約募集と、大学奨学生予約募集は同時に申請できません。

※修業年限1年未満の学校や、無認可校、職業能力開発施設は対象になりません。

※2001年（平成13年）4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数

100人程度

申請のしめきり

2026年6月20日

※オンライン手続き・証明書類の郵送（消印有効）ともに

奨学金の内容

この奨学金は無利子貸与です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは11ページ）。

1. 奨学金の金額

貸与月額40,000円

2. 奨学金を受けられる期間

2027年4月分から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は2027年6月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します

お問い合わせ・必要書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学金事業部 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館本館4階

電話 0120-77-8565（フリーダイヤル・平日10時～16時）

メール shougaku@ashinaga.org HP <https://www.ashinaga.org>

目次

申請方法

申請から奨学生採用までの手続き	3
申請フォームで申請を完了するまでの流れ	4
申請フォームのよくあるご質問	5
申請に必要な書類	6～8
書類の郵送提出について	9

送金や交付中の約束事など、大切なことが書かれています。
かならずご確認ください。

奨学金について

奨学金の交付から終了まで	10
奨学金の返還方法	11

奨学金の申請についてご不明な点がありましたら、
本会ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

<https://www.ashinaga.org/contact/faq/faq-scholars/>



記載がないご質問については、あしなが育英会奨学課までお問い合わせください。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

申請から奨学生採用までの手続き

1. 申請

申請はオンラインで受け付けています。必要書類の一部は郵送での提出も必要です。
申請完了までの流れは以下の通りです。



① 申請フォームの入力・必要書類のアップロード ……くわしくは4～8ページ
(2026年6月20日まで)

② 必要書類の郵送(2026年6月20日消印有効) ……くわしくは9ページ

メールの受信設定について

申請フォームに入力された申請者メールアドレスおよび保護者メールアドレス宛てに、申請に関するご連絡をお送りします。

- 「shougaku@ashinaga.org」からのメールが受信できるよう、ドメイン指定受信の設定や迷惑メールフォルダのご確認をお願いいたします。
- 申請内容の確認や不備のご連絡を差し上げる場合がございますので、メールを受信されましたら、速やかに内容をご確認ください。

受信設定やメールの管理状況等によりメールが確認できず、申請手続きが滞った場合には、本会では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

SMS (ショート・メッセージ・サービス) の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えるため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS (ショート・メッセージ・サービス)」によるご連絡をすることがあります。表示される発信元は「0120778565」(docomo/au/楽天の場合)または「0032069000」(softbankの場合)となりますのでご承知おきください。

2. 審査

申請の内容を審査し、不備があった場合はメール、電話、SMSなどで不備照会をします。

不備照会の連絡があったら、期日までに回答してください。

期日までに回答が無い場合は、申請を辞退したものとみなされますので、注意してください。

3. 審査結果の通知(2026年11月中)

申請者にはメールで、在学(卒業)学校長には郵送で、それぞれお知らせします。

4. 正式採用手続書類の提出(2027年4月20日まで)

予約採用決定者が奨学生として正式に採用されるには「在学証明書・奨学金振込指定口座」や「奨学金申請にともなう誓約書」などを提出しなければなりません。これらの提出については3月下旬にご案内します。

5. 奨学生採用のお知らせ(2027年6月上旬)

正式採用手続書類が完了した方に対し、申請者と在学(卒業)学校にそれぞれ郵送でお知らせします。

申請フォームで申請を完了するまでの流れ

1. 申請フォームへアクセス

申請フォームは、あしなが育英会のホームページをご覧ください。下記の QR コードまたは URL から開くことができます。

オンライン申請フォーム
【新規登録用】ページ

<https://www.judy.ashinaga.org/new>



オンライン申請フォーム
【ログイン用】ページ

<https://www.judy.ashinaga.org/login>



2. アカウント作成

申請者（生徒本人）と保護者の氏名や住所、メールアドレス等を入力すると、アカウントが作成され、申請者メールアドレスあてに仮パスワードが送信されます。

3. ログイン

届いたメールに記載された仮パスワードを使用してフォームにログインしてください。仮パスワードの有効期限は72時間です。初回ログイン後に別のパスワードに変更してください。ログインするとマイページが表示されます。

4. 情報入力

マイページから「家計同一の家族」「家庭状況」「死亡/障がい認定保護者」などを登録してください。

情報入力

入力内容は途中保存できません。最後まで入力後に送信をお願いします。

家計同一の家族、死亡/障がい認定保護者は、対象者全員分の入力が必要です。

- 要回答 家計同一の家族 >
- 要回答 家庭状況 >
- 要回答 死亡/障がい認定保護者 >

5. 必要書類のアップロード（送信）

必要書類（くわしくは6～8ページ）の写真（画像）またはPDF ファイルをそれぞれの画面でアップロード（送信）してください。

書類の画像(またはPDF)アップロード

書類の取得に時間がかかる場合は、アップロードを保留して仮に審査を進めることも可能です。その場合は書類が準備でき次第、アップロードを行ってください。

アップロード後、**要郵送** のついた書類は原本の郵送をお願いします。

- 要登録 戸籍謄本 **要郵送** >
- 要登録 所得証明書もしくは生活保護に関する証明書 **要郵送** >
- 要登録 障がいに関する証明書 >

6. 申請完了ボタンを押す

マイページの下部分に「申請を完了する」ボタンがあります。4と5がすべて終わるとボタンが緑色になりますので、ボタンを押して申請を完了してください。

入力やアップロードが終わっていると
ボタンが押せます

申請を完了する

ボタンが灰色の場合、4や5のどれかが終わっていません。

要回答 要登録 となっているページを入力・登録してください。

申請を完了する

申請を完了するボタンを押すと「申請を完了しますか?」と表示されます。「事実と相違ありません」の左横にあるチェックボックス（四角）を押してチェックを入れると、OK ボタンが押せるようになります

7. 申請完了（受付番号が発行）・必要書類を郵送

マイページの上の部分に受付番号が表示されます。

郵送が必要な書類を郵送してください。（郵送方法については9ページ）

申請フォームのよくあるご質問

Q 仮パスワード発行のメールが届かない

- A. アカウント作成後 30 分ほどたっても届かない場合は、迷惑メールフォルダやゴミ箱を含めご確認ください。申請者に登録したメールアドレスに届きます。
- それでも届かない場合は、マイページのお問い合わせフォームよりその旨をご連絡ください。

Q ログイン用ページがわからなくなってしまった

- A. <https://www.judy.ashinaga.org/login> です。
- ログイン用ページをお気に入り（ブックマーク）などに登録しておくとう便利です。

Q 仮パスワードの有効期限が切れてしまった／仮パスワードをもう一度送ってほしい

- A. 仮パスワードは 72 時間有効です。新たな仮パスワードを再発行しますので、①～③を記載したメールを shougaku@ashinaga.org 宛に送信してください。（最大 3 日ほどかかります）
- ①仮パスワード再発行希望 ②申請者氏名 ③ID（メールアドレス）

Q メールアドレスを変更したい

- A. マイページのお問い合わせフォームよりその旨をご連絡ください。

Q 必要書類の写真がアップロードできない

- A. 事前に写真を用意してからアップロード画面に進んでください。書類が複数枚ある場合は、各ページを 1 枚ずつ写真に撮り、1 ページずつ順番にアップロードしてください。PDF ファイルでもアップロード可能です。
- 取得に時間がかかるなどの理由でアップロードができない場合は、「今は登録できない」ボタンから保留にすれば申請を進められ受付番号の発行もできます。用意が出来たら、マイページから保留にしていた書類をアップロードしてください。

Q 複数アカウントを作ってしまった

- A. 使用しないアカウントでログインし、マイページのお問い合わせフォームより申請の取り下げをしてください。

オンライン申請以外のご不明な点については、
 本会ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

<https://www.ashinaga.org/contact/faq/faq-scholars/>



記載がないご質問については、あしなが育英会奨学課までお問い合わせください。

申請に必要な書類

■書類の種類について

- 書類は A～D の 5 つの区分に分かれています。
- A・B の書類は必ずご提出ください。
- C はあしなが高校奨学生の方は、前回提出時から変更がなければ提出不要です。高校奨学生ではなかった方は必ずご提出ください。
- D は保護者が障がいを負われているご家庭のみご提出ください。

■提出方法について

- すべての書類は、写真または PDF を申請フォームで送信（アップロード）してください。
- **要郵送** と記載がある書類は、申請しめきり日である6月20日（消印有効）までにあしなが育英会あてに郵送してください（くわしくは9ページ）。

A

あしなが育英会の書式で用意する書類

要アップロード

要郵送

1. 専修・各種学校奨学生推薦書

- あしなが育英会所定の用紙を使用し、在学または卒業した高等学校・高等専門学校で推薦を受けてください。
- 発行に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって学校に記入を依頼してください。
- 高校卒業程度認定試験合格者は、推薦書の代わりに合格証明書のコピーを送ってください。

用紙は下記のいずれかの方法で印刷してください。

方法① 申請フォームでアカウント作成後のマイページからダウンロードして印刷

方法② 右のリンクからダウンロードして印刷 [推薦書](#)

※ご自宅にプリンター等印刷機器がない場合、学校に印刷をお願いするか、コンビニのプリントサービス等の利用をご検討ください。

サービスの詳細についてはあしなが育英会ではお答えできかねますので、下記ウェブサイトをご確認ください。

- [ネットワークプリントサービス](#)
(ローソン、ファミリーマート、セイコーマート等)
- [ネットプリント](#)
(セブンイレブン)

7ページに続きます

申請に必要な書類

B

B 所得に関する証明書

要アップロード

要郵送

生活保護を受けている場合と、そうでない場合で、提出する書類が異なります。
下記のとおり、所得証明書か生活保護に関する証明書か、どちらかをご提出ください。

生活保護を受けていない場合

2. 保護者の所得証明書（原本のみ・源泉徴収票は不可）

所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税を扱う課などで受けられます。
コンビニエンスストアで取得したものでも問題ありません。
所得金額が記載されているかご確認ください。

■注意点

- ・申請する時に市区町村役場で発行される最新のものをご取得してください
- ・父と母2人と同一生計の場合は、どちらかが障がいを負われての申請であっても、父母両方の所得証明書を提出してください
- ・保護者の収入がない場合は、所得額が「0円」と記載がある所得証明書をとってください。
- ・市区町村役場で発行される所得証明書を必ず提出してください。源泉徴収票など、所得証明書以外の書類では代用できません。
- ・所得額が記載されている場合は、課税（非課税）証明書でもかまいません。

生活保護を受けている場合

2. 生活保護に関する証明書（2点）

2-1. 生活保護受給証明書（原本のみ。医療券のコピーは不可）

- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

2-2. 支給額がわかる書類のコピー

- ・生活保護費支払通知書や、生活保護変更決定通知書など、直近の支給額がわかるもの。

8ページに続きます

申請に必要な書類

C

戸籍謄本(外国籍の方は住民票の写し)

要アップロード

要郵送

あしなが高校奨学生の特例

高校奨学金申請時から戸籍の内容に変更がなければ、今回の申請で戸籍謄本の提出は不要です

3. 戸籍謄本(原本) こせきとうほん ※戸籍抄本や戸籍の附票ではありません

戸籍謄本の発行は、市区町村役場の戸籍を扱う課などで受けられます。

郵送でも発行手続きが可能です。コンビニエンスストアで取得したもので問題ありません。

■注意点

- ・3ヶ月以内に発行されたものをご使用ください
- ・保護者が亡くなっている場合は、死亡年月日が記載してあるかご確認ください。
- ・保護者が障がい認定を受けている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。
※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

申請者や同一生計の家族が外国籍の場合

戸籍謄本の代わりに住民票の写しを提出してください

■注意点

- ・「続柄」と「在留資格」が記載されているものを提出してください。
- ・保護者が亡くなっている場合は、死亡年月日が記載してあるかご確認ください。
- ・申請者と亡くなった保護者が親子であることが、住民票の写しに記載されていない場合、親子であることがわかる公的な書類を別途ご提出ください(申請者の出生届の写しなど)。

D

保護者の障がいに関する証明書

要アップロード

郵送不要

【保護者が障がい認定を受けている家庭のみ】

4. 障害者手帳・保健福祉手帳または年金裁定通知書・障害年金証書

※必ず有効期限内のものを使用してください。期限が切れている場合は受け付けられません。

①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳

- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合

②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書

- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
- ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
- ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合

①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方(同じ場合は障害者手帳)

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は入学後の6月10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2回目以降の送金は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学金返還誓約書の提出（2027年7月上旬まで）

奨学金返還誓約書を奨学生採用のお知らせと一緒に送りますので、期日までに提出してください。

提出がない場合は、奨学金の交付が終了しますのでご注意ください。なお、奨学金返還誓約書には連帯保証人（1人）が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まることがあります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に郵送とE-mailでご案内しますので、奨学生本人があしながポータルサイトから登録（提出）してください。

定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まることがあります。

なお、奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された奨学金の金額を確認して提出してください。

4. 専修・各種学校奨学生へのお願い

専修・各種学校奨学生にお願いしていることとして、毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」、8月に実施している「高校奨学生のつどい」へのスタッフとしての参加があります。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり20年以内に無利子で返還していただきます。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

返還は、卒業の半年後から開始し、20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

月額4万円の奨学金を4年間利用した場合、貸与総額は192万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約8千円となります。

2. 奨学金および入学一時金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。